

見附市教育委員会個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月5日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市教育委員会規則第8号

見附市教育委員会個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則

見附市教育委員会個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則（平成29年見附市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

8	条例別表第1（その2）の8の項の規則で定める事務	住登外者宛名番号管理機能（住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者であつて、市民とは別に管理しておく必要がある者をいう。以下同じ。）を特定するための固有の番号を付番し、管理する機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報に係る宛名の登録又は変更に関する事務
---	--------------------------	---

附 則

この規則は、見附市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和7年見附市条例第27号）の施行の日から施行する。